

受講者名簿及び建設教育訓練助成金（技能実習 - 賃金助成）の助成金支給申請内訳書

① 受 講 者 名 簿								② 技能実習 - 貸金助成の助成金支給申請内訳						※算定額	③-1 受 講 証 明		
No.	受講者氏名	所属事業所名	下請名簿番号	雇 用 保険料率	資本金・ 出資総額	常用労 働者数	建設業許可 番 号	受 講 日数	雇用保険の 被保険者資 格の有無	通常貸金相当額(平均貸 金日額等算定書)⑤の金 額	助成日額	受講期間中 に貸金を支 払った日数	申請額		実施年月日 (実施時刻)	学 科 時 間	実 技 時 間
1				1.000				日	有・無	円	円	日	円	円	(: ~ :)		
2				1.000					有・無						(: ~ :)		
3				1.000					有・無						(: ~ :)		
4				1.000					有・無						(: ~ :)		
5				1.000					有・無						(: ~ :)		
6				1.000					有・無						(: ~ :)		
7				1.000					有・無						(: ~ :)		
8				1.000					有・無						(: ~ :)		
9				1.000					有・無						(: ~ :)		
10				1.000					有・無						(: ~ :)		
11				1.000					有・無						(: ~ :)		
12				1.000					有・無						(: ~ :)		
13				1.000					有・無						(: ~ :)		
14				1.000					有・無						(: ~ :)		
15				1.000					有・無						(: ~ :)		
③-2 受 講 証 明							合 計	日	/	/	/	日	円	円	/		
上記の者は、当協会（所）が実施した技能実習等の受講者であり、上記の受講日（時間）の数を受講したものであることを証明します。 証 明 年 月 日 平成 年 月 日 実施機関等名 代 表 者 氏 名													※備 考				

(注) 1. この内訳書に記入するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

2. ※印欄は、記入しないで下さい。

受講者名簿及び建設教育訓練助成金（技能実習 - 賃金助成）の助成金支給申請内訳について

1 提出上の注意

この受講者名簿及び建設教育訓練助成金（技能実習 - 賃金助成）の助成金支給申請内訳書は、中小建設事業主が建設教育訓練助成金（技能実習 - 経費助成/技能実習 - 賃金助成）の助成金の支給申請を行う場合、建設教育訓練助成金（技能実習 - 経費助成・賃金助成）支給申請書（建助様式第 16 号）に添付して下さい。また、「平均賃金日額等算定書」（別様式第 12 号）を必ず添付してください。

2 記入上の注意

- (1) 中小建設事業主が、その雇用する建設労働者のみを対象に技能実習をした場合
イ ①「受講者名簿」欄は、受講者の氏名のみを記入して下さい。
ロ ②「技能実習-賃金助成の助成金支給申請内訳」欄は、受講者のうち技能実習（賃金助成）の助成金の支給要件に該当するものについて所要の事項を記入して下さい。
- (2) 中小建設事業主が、上記(1)の受講者に併せて中小建設事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主（以下「下請中小建設事業主」といいます。）の雇用する建設労働者をも対象に技能実習を実施した場合
イ 中小建設事業主の雇用する受講者については、上記(1)のイ及びロと同様です。
ロ 下請中小建設事業主の雇用する受講者については、次により記入して下さい。
(イ) ①「受講者名簿」欄は、受講者の氏名、所属事業所名、下請名簿番号等所要の事項を記入して下さい。
(ロ) ②「技能実習 - 賃金助成の助成金支給申請内訳」欄は、記入する必要はありません。
- (3) 「通常賃金相当額」欄は、添付書類の「平均賃金日額等算定書」（別様式第 12 号）⑤通常賃金相当額の額を記入して下さい。
- (4) 「助成日額」欄は、「平均賃金日額等算定書」（別様式第 12 号）により算定した額（⑤通常賃金相当額の額。ただし、7,000 円を限度とします。）を記入して下さい。
- (5) 「受講期間中に賃金を支払った日数」欄は、受講期間中に賃金を支払った日数（20 日を限度とします。）を記入して下さい。
- (6) 「申請額」欄は、「助成日額」に「受講期間中に賃金を支払った日数」を乗じて得た額を記入して下さい。
- (7) 「③-1 受講証明」、「③-2 受講証明」欄には、中小建設事業主が、技能実習等（別に指定するもの）をその雇用する建設労働者に受けさせた場合（委託技能実習等）、又は団体等が実施した技能実習等にその雇用する建設労働者を派遣して受けさせた場合、当該実施機関等の受講証明が必要となりますので、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10：00～17：00）、学科時間、実技時間について当該実施機関等の証明を受けて下さい。